

平成30年度第10回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成31年1月11日(金) 午後3時00分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

|         |     |    |     |     |    |    |
|---------|-----|----|-----|-----|----|----|
| 会長      | 12番 | 横山 | 和男  |     |    |    |
| 会長職務代理者 | 13番 | 小林 | 孝   | 14番 | 西村 | 辰寿 |
| 委員      | 1番  | 山根 | 祐一  | 2番  | 西田 | 悦子 |
|         | 3番  | 山崎 | 幸臣  | 4番  | 田中 | 豊秋 |
|         | 5番  | 綾木 | 晴子  | 6番  | 丸山 | 武  |
|         | 7番  | 河村 | 久雄  | 8番  | 田中 | 正則 |
|         | 9番  | 木原 | さち子 | 10番 | 谷尾 | 友枝 |
|         | 11番 | 宮本 | 彰太郎 |     |    |    |

農地利用最適化推進委員

|    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|
| 委員 | 安部 | 寛  | 野田 | 稔  |
|    | 荻原 | 晴雄 | 栄田 | 正温 |
|    | 井上 | 善雅 | 谷本 | 昭  |
|    | 永江 | 守弘 | 上月 | 清  |
|    | 前田 | 智  | 竹内 | 俊雄 |
|    | 保田 | 公範 | 松田 | 純一 |
|    | 藤田 | 克昭 |    |    |

4. 欠席委員 山本 知司

5. 議事日程

- |    |            |                           |          |
|----|------------|---------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 7番 河村 久雄                  | 8番 田中 正則 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  |          |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について |          |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について    |          |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について |          |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積計画案の決定について         |          |
| 第6 | 議案第4号      | 農用地利用配分計画案について            |          |
| 第7 | その他        |                           |          |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

## 6. 会議の概要

|        |  |
|--------|--|
| 局長     | <p>本日の欠席は農業委員なし、農地利用最適化推進委員1名です。</p> <p>出席者数、農業委員14名です。定足数に達していますので平成30年度第10回八頭町農業委員会を始めます。</p>  |
| 委員一同   | 農業委員会憲章唱和  |
| 議長（会長） | <p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番 河村 久雄委員、8番 田中 正則委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>  |
| 委員一同   | （報告なし）   |
| 議長（会長） | 無いようでしたら事務局は報告をお願いします。   |
| 事務局    | <p>報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は12件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> |
| 議長（会長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。   |
| 委員一同   | （質疑なし）   |
| 議長（会長） | <p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号17-1について事務局は説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>受付番号17-1について説明をします。</p> <p>土地の所在地 隼福地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 41 m<sup>2</sup></p> <p>所有権移転贈与です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人が町外に居住しており、耕作できない</p>  |

ということで近くに居住されている譲受人が耕作するということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は管理機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、申請人は保有農地11,033㎡の内10,506.27㎡を地域で組織されている農事組合法人 八頭船岡農場へ貸付けておられ、経営面積は567.73㎡となっております。

しかし、申請人が組合員であり譲り受ける農地をその農地所有適格法人へ貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、14番 西村 辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西村職務代理 受付番号17-1について調査報告をさせていただきます。1月5日に前田農地利用最適化推進委員と共に、現地で譲受人に面会しました。申請地は住宅と畑、町道に囲まれた農地です。10年前までは譲渡人の母親が耕作されていました。しかし、亡くなられた後は耕作者がおられなくなったため、近所に居住されている譲受人が耕作されていました。この度、贈与の話がまとまり申請されたものです。譲受人はきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

|         |  |
|---------|--|
| 委員一同    | (異議なし)   |
| 議長 (会長) | <p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 13-1 について事務局は説明をお願いします。</p>   |
| 事務局     | <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 13-1 について説明します。</p> <p>土地の所在地 日田地内3筆 台帳地目 1筆は畑、他2筆は田 現況地目 1筆は畑、他2筆は田 面積 540 m<sup>2</sup>、790 m<sup>2</sup>、43 m<sup>2</sup>、合計 1,373 m<sup>2</sup></p> <p>露天資材置場を目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、隣接する会社の資材置場として整備したいとことです。</p> <p>この案件の内1筆については既に通路になっていますので、この部分については追認案件になります。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関の残高証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地です。周囲に農地はありません。土羽打ちし、盛土を0.3～2.3m行い土砂で整地します。雨水は既設の水路に排水し、汚水排水は発生しません。</p> <p>日田農事実行組合の同意は得られています。</p> <p>日照、通風については、建物を建築しませんので影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 議長（会長） | この件につきましては、13番小林委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。   |
| 小林職務代理 | 最初に11月6日にこの転用について申請者から相談を受けました。11月11日には日田集落の実行組合長に照会し水利の話をしました。<br>現地の西側は農業集落排水処理施設になっています。南側に少し農地があり、柿が植えてありますが、農地として管理はされていないようです。あとは雑種地に囲まれています。北側は申請者所有の資材置場となっています。申請地は日田集落の水利の末端であり、これ以降の利用はありません。両者の意思も確認しており、周辺農地への影響もありませんので、問題ないと考えます。   |
| 議長（会長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。   |
| 委員一同   | （質疑なし）   |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。  |
| 委員一同   | （異議なし）   |
| 議長（会長） | 異議なしということで申請どおり決定いたします。<br>続きまして、受付番号14-2について事務局は説明をお願いします。  |
| 事務局    | 受付番号14-2について説明します。<br>土地の所在地 郡家地内2筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 628㎡の内183.97㎡、2,008㎡の内174.56㎡ 合計358.53㎡<br>建売住宅建築工事に係る工事車両の仮設道路設置を目的とした使用貸借権設定の一時転用です。<br>場所は、議案書3、7、8ページに図面を付けています。土地利用計画図は9ページに付けています。<br>理由につきましては、郡家駅西側団地の第3工区として建売住宅建築を計画しているが、工事車両の通行で既設道路、周囲の建物への振動騒音及び汚損等、地元住民の生活へ支障をきたさないよう工事車両用の仮設道路を設置したいとのこと。<br>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。<br>農地区分は駅から300m以内の農地ということで、第3種農地です。 |

許可根拠は原則許可です。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側、南側は宅地、北側は田です。農地所有者、郡家1部実行組合と安藤用水組合の同意は得られています。

盛土を0.3～0.7m行い土羽打ちをします。

雨水排水は自然流下で農業用水路に排水します。汚水排水は発生しません。日照、通風についてですが、建物は建築しませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

横山会長 1月5日に貸出人に面会し、一時転用について説明をしました。申請地は地域の担い手に貸し出されている農地になります。仮設道には盛土をし、真砂土を敷き、その上に鉄板を置くとのこと。一時転用終了後は速やかに原状回復をしていただくようになっています。原状回復については借受人に必ずしていただくよう話をしました。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

河村委員 今お聞きした中で、原状復帰の時期はいつでしょうか。図面を見る限り田2枚を斜めに切って仮設道が設置されます。現在の耕作者が耕作できなくなるのではないのでしょうか。契約期間はいつまででしょうか。

事務局 完了予定は平成31年6月30日となっています。

河村委員 この期間がくれば、原状復帰されているか確認しないといけないですね。

議長（会長） そうです。必ず確認は必要です。

井上推進委員 すぐそばまで宅地が完成しており道もあります。なぜこの道路を使用しないのですか。

|        |   |
|--------|---|
| 事務局    | 住宅街の中は騒音、土で道路が汚れる等を配慮して使用しないように計画されています。  |
| 井上推進委員 | 分かりました。仮設道路に砂利はいれないのでしょうか。  |
| 議長（会長） | それは聞いておりません。  |
| 井上推進委員 | 水はけの悪い所なので大丈夫なのかと思います。  |
| 議長（会長） | 真砂土、土嚢を設置し鉄板を敷くとのことでした。   |
| 河村委員   | 仮設道の高さはどのくらいになりますか。   |
| 議長（会長） | 県道のレベルまではもっていきたいとのことでした。  |
| 山寄委員   | 会長の報告にもありましたが、地権者、借受人、耕作者も了承されていますし問題ないのではないかと思います。   |
| 河村委員   | 耕作者は了解されていますか。  |
| 事務局    | そうですね。平成 31 年度の作付には間に合うようにすると、借受人は言われています。  |
| 河村委員   | 分かりました。   |
| 議長（会長） | その他、質問意見はありませんか。  |
| 委員一同   | （質疑なし）  |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。   |
| 委員一同   | （異議なし）  |
| 議長（会長） | 異議なしということで申請どおり決定いたします。<br>以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。<br>続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。 |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | <p>議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から平成30年12月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が更新16件、新規3件、合計19件です。面積は田29,660㎡、畑1,277㎡、合計30,937㎡です。</p> <p>中間管理事業分は更新12件、新規3件、合計15件です。面積は田34,579㎡、畑8,474㎡、合計43,053㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p> |
| 議長（会長） | <p>通常の利用権設定分 受付番号102-1から104-3について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>   |
| 委員一同   | <p>（報告なし）</p>  |
| 議長（会長） | <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>   |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>  |
| 議長（会長） | <p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>   |
| 委員一同   | <p>（異議なし）</p>  |
| 議長（会長） | <p>異議なしということで利用権設定分 受付番号102-1から104-3について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして受付番号105-4について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p>  |
|        | <p>（関係委員退席）</p>  |
| 議長（会長） | <p>それでは受付番号105-4について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>  |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>  |
| 議長（会長） | <p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 委員一同    | (異議なし)  |
| 議長 (会長) | 異議なしということで利用権設定 受付番号 105-4 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。                                  |
|         | (関係委員入室)  |
| 議長 (会長) | 続きまして受付番号 106-5 から 119-18 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。                             |
| 委員一同    | (報告なし)  |
| 議長 (会長) | この件に関して質問意見はありませんか。   |
| 委員一同    | (質疑なし)  |
| 議長 (会長) | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。   |
| 委員一同    | (異議なし)  |
| 議長 (会長) | 異議なしということで利用権設定分 受付番号 106-5 から 119-18 について申請どおり決定します。                                     |
|         | 続きまして受付番号 120-19 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。 |
|         | (関係委員退席)  |
| 議長 (会長) | それでは受付番号 120-19 について審議を行います。  |
|         | この件に関して質問意見はありませんか。   |
| 委員一同    | (質疑なし)  |
| 議長 (会長) | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。   |
| 委員一同    | (異議なし)  |
| 議長 (会長) | 異議なしということで通常の利用権設定 受付番号 120-19 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。                              |

|         |  |
|---------|--|
|         | (関係委員入室)   |
| 議長 (会長) | <p>続きまして中間管理事業分 受付番号 123-1 から 137-15 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして質問意見ありませんか。</p>  |
| 委員一同    | (質疑なし)   |
| 議長 (会長) | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。  |
| 委員一同    | (異議なし)   |
| 議長 (会長) | <p>異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 123-1 から 137-15 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>  |
| 事務局     | <p>議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より平成 30 年 12 月 27 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 128-1 から 145-18 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 43,053 m<sup>2</sup>を借受け希望のありました地域の担い手 4 名へそれぞれ 6,669 m<sup>2</sup>、4,889 m<sup>2</sup>、3,599 m<sup>2</sup>、2,492 m<sup>2</sup>、3 法人へそれぞれ 16,331 m<sup>2</sup>、14,165 m<sup>2</sup>、5,256 m<sup>2</sup>配分するものです。</p> <p>また、船岡地域の法人に配分される農地は、今まで郡家地域の 2 法人が耕作されていた農地ですが、隣接地を耕作されている法人へ配分変更を行い、農地集約を行うものです。</p> |
| 議長 (会長) | 整理番号 128-1 から 132-5 につきまして、意見質問はありませんか。  |
| 委員一同    | (質疑なし)   |
| 議長 (会長) | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。  |
| 委員一同    | (異議なし)   |

|        |   |
|--------|---|
| 議長（会長） | <p>異議なしということで、整理番号 128-1 から 132-5 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして整理番号 133-6 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（関係委員退席）</p> |
| 議長（会長） | <p>それでは受付番号 133-6 について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>   |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>   |
| 議長（会長） | <p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員一同   | <p>（異議なし）</p>   |
| 議長（会長） | <p>異議なしということで 受付番号 133-6 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。</p> <p>（関係委員入室）</p>  |
| 議長（会長） | <p>続きまして中間管理事業分 受付番号 134-7 から 145-18 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、意見質問はありませんか。</p>   |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>   |
| 議長（会長） | <p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員一同   | <p>（異議なし）</p>   |
| 議長（会長） | <p>異議なしということで、申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第 7 その他について事務局よりお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>●12 月委員会で審議した 4 条転用申請については、12 月 19 日付けで許可されました。</p>  |

●多面・中山間取組集落一覧  
●視察研修について  
●次回農業委員会は2月12日(火)13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。  
以上です。

議長(会長) その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

河村委員 視察の目的は何ですか。

事務局 先進地の農業委員会を訪問し交流ができたらという思いはありますが、相手のあることですので何とも言えません。みなさんがここへ行きたい、見学したいというものがあればお聞きしたいと思っています。

議長(会長) 農業委員会活動に関係するところで、同じような問題を抱える市町村を訪問できれば良いと考えています。

小林職務代理 みなさんから要望をお聞きしたらいいのではないですか。こういった場所を視察したい、勉強したいということをいつまでに言ってくださいということをお願いすればいいのではないのでしょうか。

事務局 早い方がいいですので、1月末までには事務局まで連絡していただきますようお願いいたします。

河村委員 予算についてですが、人件費を除いた農業委員会予算を、今まで通りでいいのか等を含め、みんなで検討していければと思います。

議長(会長) 予算要求には内容を伴わないといけませんし、町長の理解を求めなければなりません。今後は、町長へ内容を含め理解を求めていけるよう協議していきたいと思っています。  
その他ありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長(会長) 無いようですので、以上で第10回農業委員会を終了します。  
終了(16時30分)